○田尻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月28日条例第25号

改正

平成27年12月21日条例第29号 平成29年3月24日条例第2号 平成29年9月26日条例第20号 令和元年9月25日条例第3号

田尻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
 - (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
 - (6) 実施機関 田尻町個人情報保護条例(平成12年田尻町条例第33号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するため に必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び実施機関

が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の中欄に掲げる事務を処理する実施機関は、自ら保有する特定個人情報ファイルにおいて、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 法別表第1の下欄に掲げる事務を処理する(法令その他の規程の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。)実施機関は、自ら保有する特定個人情報ファイルにおいて、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 4 第2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、 当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が 法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する(法令その他の規程の規定により当該実施機関が当 該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。)ために必要な限度で、他の実施機 関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合 において、当該他の実施機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供するとき とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日条例第29号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年9月26日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 田尻町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例(平成29年田尻町条例第16号)附則第3項の規定により、田尻町重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定の例により医療費の助成を受けることとされた廃止前の田尻町老人医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者に係る個人番号の利用については、平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の田尻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定にかかわらず、なおその効力を有する。この場合において、改正前の田尻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項中「田尻町老人医療費の助成に関する条例(昭和47年田尻町条例第26号)」とあるのは、「田尻町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例(平成29年田尻町条例第16号)附則第3項」とし、別表第2の3の項中「田尻町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例附則第3項」とする。

附 則 (令和元年9月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の田尻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、この条例の 施行の日以後について適用し、同日前の期間に対して行う私立幼稚園就園奨励費補助金等の支給 に関する事務については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

機関		事務	
1	町長	田尻町こども医療費の助成に関する条例(平成7年田尻町条例第22号)に	
		よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	

2	町長	田尻町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年田尻町条例第	
		11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3	町長	田尻町重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年田尻町条例第32	
		号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2 (第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	町長	田尻町こども医療費の助成に関する	住民票関係情報、地方税関係情報、生
		条例による医療費の助成に関する事	活保護関係情報、外国人生活保護関係
		務であって規則で定めるもの	情報、医療保険給付関係情報又は母子
			保健法による養育医療の給付若しく
			は養育医療に要する費用の支給に関
			する情報であって規則で定めるもの
2	町長	田尻町ひとり親家庭の医療費の助成	住民票関係情報、地方税関係情報、生
		に関する条例による医療費の助成に	活保護関係情報、外国人生活保護関係
		関する事務であって規則で定めるも	情報、障害者関係情報、医療保険給付
		O	関係情報又は児童扶養手当関係情報
			であって規則で定めるもの
3	町長	田尻町重度障害者の医療費の助成に	住民票関係情報、地方税関係情報、生
		関する条例による医療費の助成に関	活保護関係情報、外国人生活保護関係
		する事務であって規則で定めるもの	情報、障害者関係情報又は医療保険給
			付関係情報であって規則で定めるも
			Ø